

役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈光会(以下「この法人」という。)の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(3)常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(4)非常勤理事とは、理事のうち、理事長・業務執行理事・常勤理事以外の者をいう。

(5)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(6)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

3 常勤理事で職員として給与が支給される者に対しては、報酬は支給しない。

4 非常勤理事で職員として給与が支給される者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 220 万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 80 万円以内とする。

3 この法人の役員と評議員の報酬月額は、別表「役員等報酬額一覧」に定めるとおりとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等(旅費を除く。)は、毎月 25 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月26日(定時評議員会の議決日)から施行し、平成29年7月1日から適用する。

別表 役員等報酬額一覧

役員名	報酬の額
評議員	会議等への出席の都度、一人一律1万円
理事長	年間108万円
業務執行理事	年間84万円
常勤理事	年間120万円(職員給与が支給される者を除く)
非常勤理事	会議等への出席の都度、一人一律5,000円 (職員給与が支給される者を除く)
会計監事	年間60万円
事業監事	年間12万円